

## 委員会とは

京丹波町議会には2つの常任委員会があります。  
議員は、少なくとも1つの常任委員会に入ること  
になっています。

### 総務産建常任委員会（8人）

産業、建設、水道、税等について調査研究します

### 教育福祉常任委員会（8人）

健康・福祉・子育て・教育等について調査研究し  
ます

そのほかに、次の委員会があります。

### 議会運営委員会（6人）

議会の円滑な運営及び日程、規律、規定などを  
審査します

### 交通網対策等特別委員会（13人）

交通問題等について調査研究します

### 議会広報広聴特別委員会（6人）

議会だよりの発行など、議会の活動を町民のみ  
なさんに知らせる活動をします

特別委員会は、特定の話を話し合うために必要  
なときに設置される委員会です。

また、予算や決算を審査するときには、「予算特  
別委員会」「決算特別委員会」を設置します。

## 京丹波町議会ガイド



本会議を傍聴してみませんか？

12月定例会は、12月2日（月曜日）  
開会予定です！

本日は庁舎2階の議場を開放  
しています！

写真撮影もOKですよ！

京丹波町議会 令和6年10月20日

## 京丹波町議会とは

町議会は、憲法第93条で設置することが定められており、町の予算の決定や条例の制定など、町政を進める上で大切なことを決める議決機関です。

町議会（意思や方針を決定する機関）と町長（実際に行政を行う機関）は、独立・対等な立場で審議や議論し、町民のみなさんから出された意見や要望を町政に反映させ、よりよいまちづくりに取り組みます。

町議会議員は、町民のみなさんに選挙で選ばれます。定数は13人で、任期は4年です。町議会議員選挙で投票できるのは満18歳からで、立候補できるのは満25歳からです。



京丹波町議会  
ホームページ



## 請願と陳情・要望

誰でも、町の業務などでお願ひしたいことや意見を文書にして町議会に出すことができます。紹介議員として、文書の中に町議会議員の署名または記名押印があれば「請願」、なければ「陳情・要望」として取り扱います。

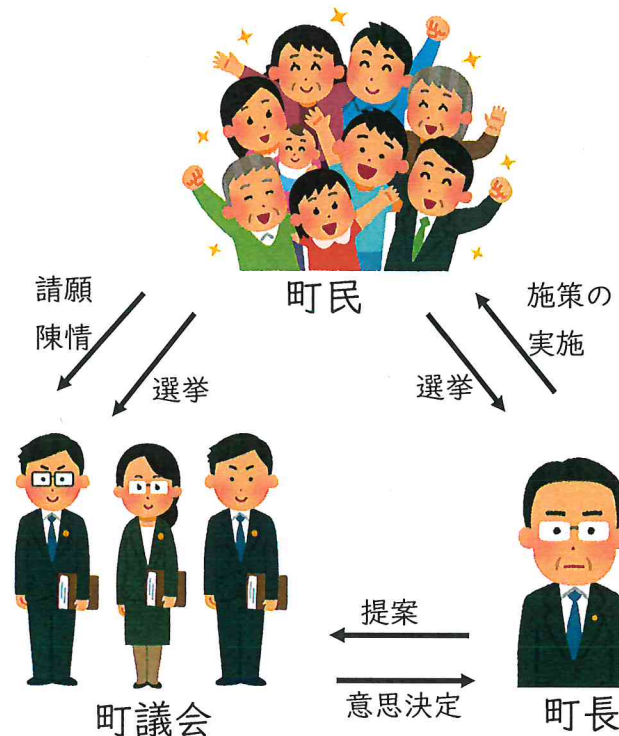
提出された請願は、関係する常任委員会で審査し、最終的に本会議で採決します。認められたものは、町などの関係機関へ伝えます。

## 本会議とは

町議会議員が全員集まって話し合う会議を「本会議」といいます。本会議で決まったことが、町の最終的な決定となります。

毎年4回開かれる「定例会」と、必要な時に開かれる「臨時会」があります。

京丹波町では、定例会は3月、6月、9月、12月に開催されます。



町議会では、主に次のようなことを審議し、決定しています。

- 町の条例制定や改定・廃止を決めます。
- 町の予算や決算が適正であるかを調べます。
- 町の仕事が町民のために正しく行なわれているかを調べます。
- 国や京都府に対して意見書を提出します。
- 教育委員・監査委員などを町長が決めるときに同意します。